

# 市税概要

平成19年度



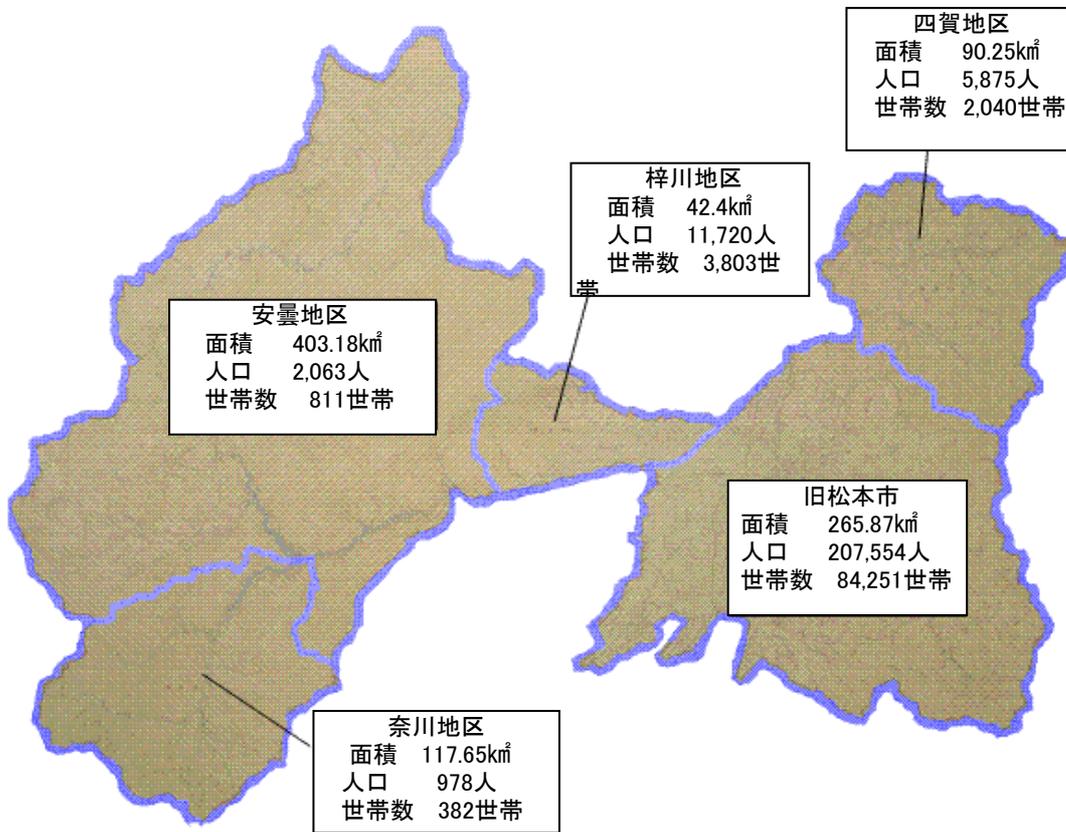
松 本 市

# はじめに

平成17年4月1日、松本市は 四賀村・安曇村・奈川村・梓川村と合併し新松本市がスタートしました。人口は228,190人、面積は919.35km<sup>2</sup>で広さは県下最大です。

## 松本市の人口(平成19年4月1日現在)

面積	919.35km <sup>2</sup>
人口	228,190人
世帯数	91,287世帯



男女別・年齢三区分別人口

(単位:人)

	男	女	歳	15~64歳	65歳~	合計
旧松本市	101,919	105,635	30,496	132,220	44,838	207,554
四賀地区	2,843	3,032	639	3,299	1,937	5,875
安曇地区	1,043	1,020	217	1,261	585	2,063
奈川地区	476	502	109	513	356	978
梓川地区	5,715	6,005	1,805	7,224	2,691	11,720
合計	111,996	116,194	33,266	144,517	50,407	228,190

# 目 次

## I 市の概要

1	人口・世帯の推移	1
2	市の予算と決算	2
3	税務機構と事務分掌	4

## II 市税総括

1	19年度市税の当初予算	5
2	税目別決算額比較表	6
3	18年度市税の収納実績	8
4	市税負担状況調	10

## III 市県民税

1	年度別納税義務者調	11
2	年度別調定額の調	12
3	所得区分による課税状況	13
4	19年度課税状況調（当初）	14
5	19年度課税所得の状況	14
6	法人市民税の課税状況	16

## IV 固定資産税

1	固定資産税の年度別調定額	20
2	固定資産税の区分別調定額の調	21
3	土地の概要	22
4	家屋の概要	24
5	償却資産の概要	24
6	年度別新增分家屋	26
7	年度別減少分家屋	26

## V 諸税・その他

1	市たばこ税	27
2	特別土地保有税	27
3	入湯税	27
4	都市計画税	27
5	国民健康保険税	27
6	軽自動車税	28
7	利子割交付金	30
8	配当割交付金	30
9	株式等譲渡所得割交付金	30
10	ゴルフ場利用税交付金	30
11	特別地方消費税交付金	30
12	口座振替納付の状況	31
13	市税の徴収に要する経費	32
14	証明・閲覧に関する調	33

## VI 参考資料

市税の変遷	34
-------	----

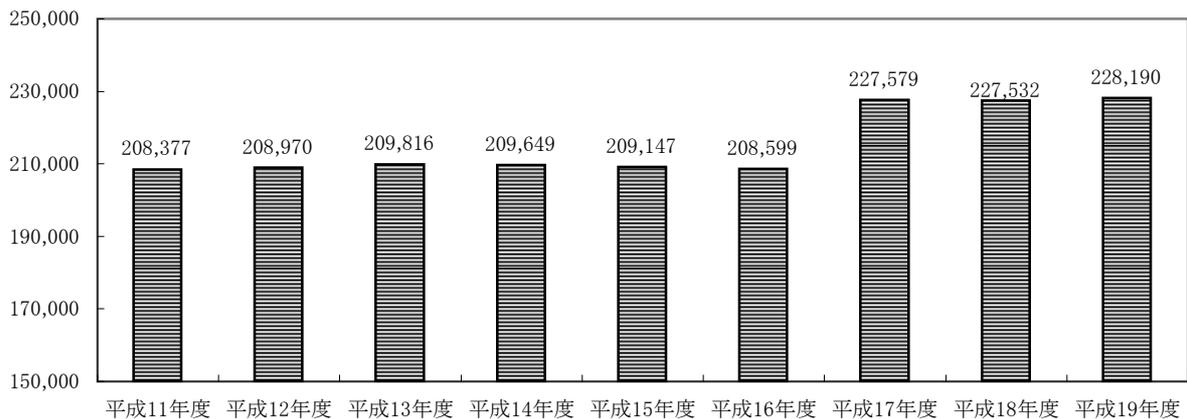
# I 市の概要

## 1 人口・世帯の推移

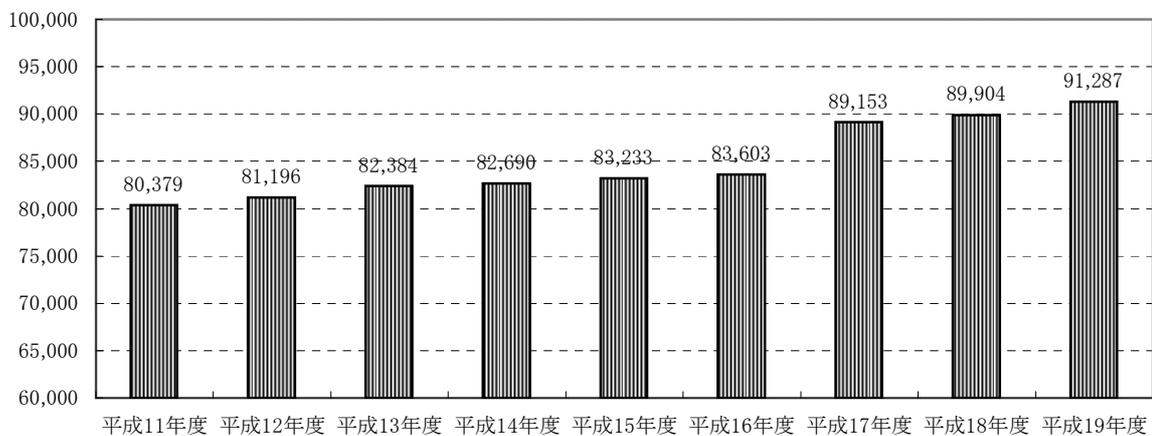
面積（合併前） 265.87K $m^2$   
 （合併後） 919.35K $m^2$

	世帯数	人 口			世帯当たり人口	人口密度 (1K $m^2$ 当たり)
		男	女	計		
平成11年度	80,379	103,212	105,165	208,377	2.6	784
平成12年度	81,196	103,534	105,436	208,970	2.6	786
平成13年度	82,384	104,058	105,758	209,816	2.5	789
平成14年度	82,690	103,838	105,811	209,649	2.5	789
平成15年度	83,233	103,417	105,730	209,147	2.5	787
平成16年度	83,603	103,151	105,448	208,599	2.5	785
平成17年度	89,153	112,066	115,513	227,579	2.6	856
平成18年度	89,904	112,039	115,493	227,532	2.5	856
平成19年度	91,287	111,996	116,194	228,190	2.5	858

備考 国勢調査に基づく数値（平成19年度は4月1日現在）



【人 口】



【世 帯】

## 2 市の予算と決算

### (1) 平成19年度一般会計当初予算

単位：千円

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	構成比	科 目	予 算 額	構成比
合 計	80,810,000	100.0	合 計	80,810,000	100.0
1 市 税	36,585,000	45.3	1 議 会 費	511,440	0.6
2 地 方 譲 与 税	1,035,900	1.3	2 総 務 費	9,058,200	11.2
3 利 子 割 交 付 金	79,000	0.1	3 民 生 費	21,072,090	26.1
4 地 方 消 費 税 交 付 金	2,668,000	3.3	4 衛 生 費	5,644,020	7.0
5 ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	5 労 働 費	493,510	0.6
6 特別地方消費税交付金	10	0.0	6 農 林 水 産 業 費	2,740,100	3.4
7 自動車取得税交付金	430,000	0.5	7 商 工 費	7,133,570	8.8
8 配 当 割 交 付 金	97,000	0.1	8 土 木 費	8,884,720	11.0
9 株式等譲渡所得割交付金	101,000	0.1	9 消 防 費	2,301,150	2.8
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	18,000	0.0	10 教 育 費	8,593,850	10.6
11 地方特例交付金	348,000	0.4	11 災 害 復 旧 費	200	0.0
12 地 方 交 付 税	11,458,000	14.2	12 公 債 費	11,542,310	14.3
13 交通安全対策特別交付金	73,400	0.1	13 諸 支 出 金	2,684,840	3.3
14 分担金及び負担金	1,475,900	1.8	14 予 備 費	150,000	0.2
15 使用料及び手数料	1,949,230	2.4			
16 国 庫 支 出 金	6,597,450	8.2			
17 県 支 出 金	3,321,170	4.1			
18 財 産 収 入	298,720	0.4			
19 寄 附 金	5,990	0.0			
20 繰 入 金	1,314,500	1.6			
21 繰 越 金	30,000	0.0			
22 諸 収 入	6,104,330	7.6			
23 市 債	6,779,400	8.4			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0  
にならない場合があります。

### (2) 平成18年度一般会計決算状況

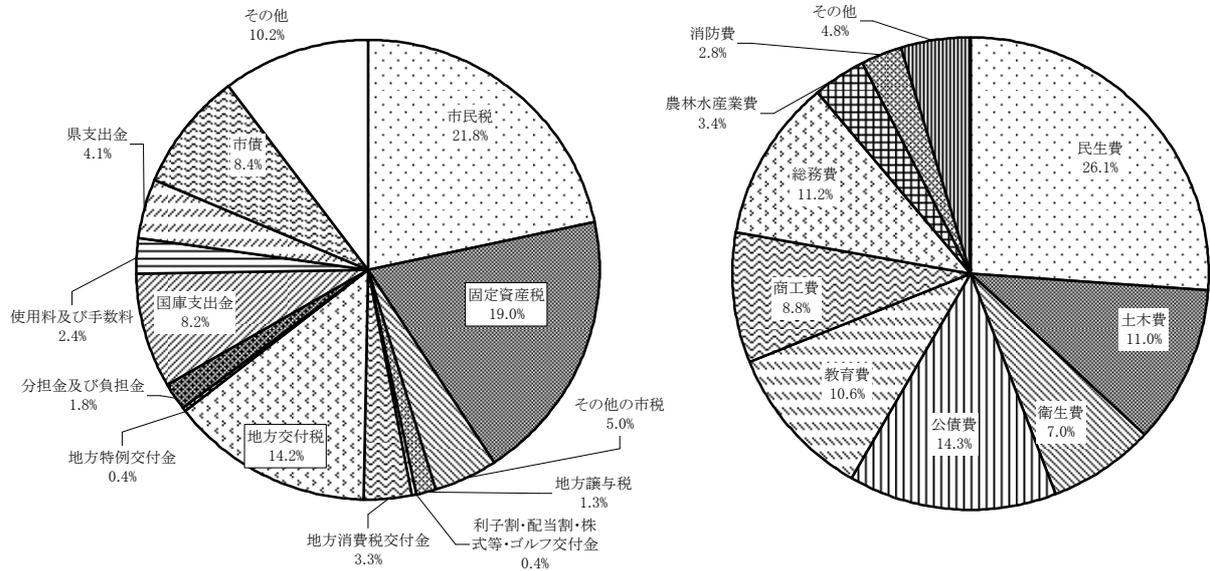
単位：千円

歳 入			歳 出		
科 目	決 算 額	構成比	科 目	決 算 額	構成比
合 計	84,506,208	100.0	合 計	83,036,655	100.0
1 市 税	33,970,841	40.2	1 議 会 費	497,092	0.6
2 地 方 譲 与 税	2,630,474	3.1	2 総 務 費	9,053,397	10.9
3 利 子 割 交 付 金	114,003	0.1	3 民 生 費	20,198,797	24.3
4 地 方 消 費 税 交 付 金	2,692,668	3.2	4 衛 生 費	5,493,881	6.6
5 ゴルフ場利用税交付金	40,992	0.0	5 労 働 費	380,691	0.5
6 特別地方消費税交付金	0	0.0	6 農 林 水 産 業 費	3,228,983	3.9
7 自動車取得税交付金	438,564	0.5	7 商 工 費	6,970,226	8.4
8 配 当 割 交 付 金	106,430	0.1	8 土 木 費	11,560,907	13.9
9 株式等譲渡所得割交付金	81,153	0.1	9 消 防 費	2,423,656	2.9
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	18,363	0.0	10 教 育 費	9,210,456	11.1
11 地方特例交付金	967,121	1.1	11 災 害 復 旧 費	325,458	0.4
12 地 方 交 付 税	12,764,079	15.1	12 公 債 費	11,103,752	13.4
13 交通安全対策特別交付金	68,888	0.1	13 諸 支 出 金	2,589,359	3.1
14 分担金及び負担金	1,663,213	2.0	14 予 備 費	0	0.0
15 使用料及び手数料	1,880,947	2.2			
16 国 庫 支 出 金	7,763,739	9.2			
17 県 支 出 金	2,974,490	3.5			
18 財 産 収 入	448,723	0.5			
19 寄 附 金	20,303	0.0			
20 繰 入 金	831,637	1.0			
21 繰 越 金	1,929,356	2.3			
22 諸 収 入	6,110,324	7.2			
23 市 債	6,989,900	8.3			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0  
にならない場合があります。

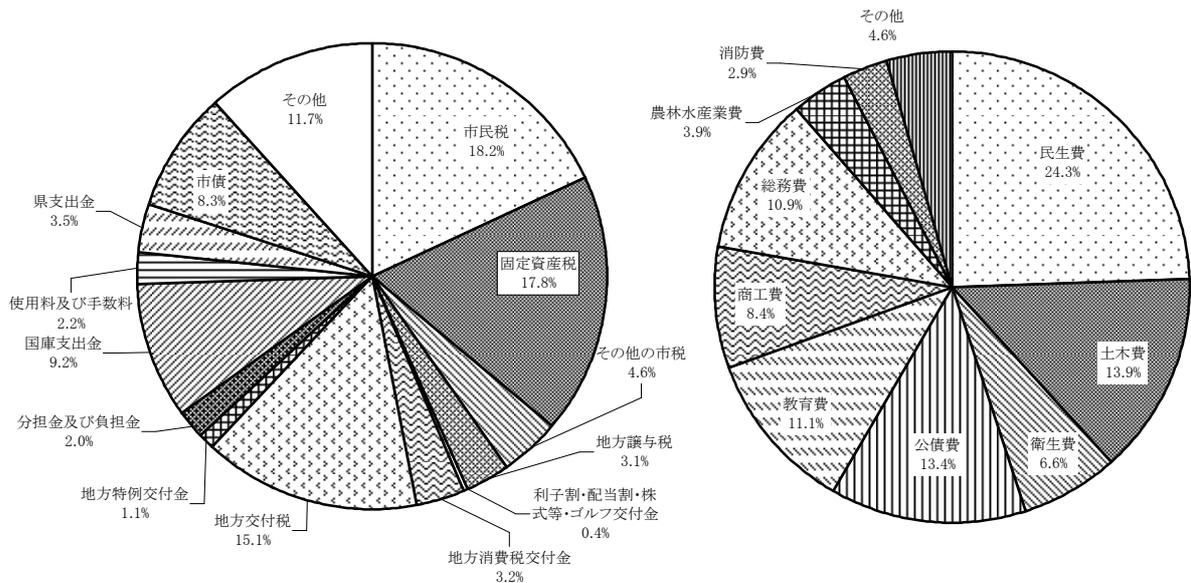
# 平成19年度一般会計当初予算

歳入 80,810,000千円 歳出 80,810,000千円



# 平成18年度一般会計決算額

歳入 84,506,208千円 歳出 83,036,655千円



### 3 税務機構と事務分掌

(平成19年4月現在)

区分	係	課長	係長	主任	主任	主任	事務員	嘱託	計	事務分掌		
財 政 部	市民税課		1						1			
		庶務係	1		3	3	2		1	10	税制研究、市税統計、予算、諸証明、市民税(特別徴収)・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務 ※ 部課長が庶務係長事務取扱	
		市民税係		(1) 3	1	9	3	1		17	市民税(普通徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務	
		計	2	3	4	12	5	1	1	28		
	資産税課		1							1		
		庶務係		1	2		① 1			2	6	税制研究、市税統計、予算、公図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金及び納付金、各係に属さない事務
		土地係		1	2	3	2				8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土地の評価、土地の異動整理
		家屋係		(1) 1	2	6	2	1			12	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家屋の評価、家屋の異動整理
		計	1	3	6	10	4	1	2	27	※ ○内の数字は育休(再掲)	
	納税課		1							1		
		庶務係		(1) 1	1	3	2				7	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、他の係に属さない事務
		整理担当		(7) 12	5	5	2	1	3		28	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督促、市税滞納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
計		1	13	6	8	4	1	3	36			

健康福祉部	保険課		1						1	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及び消込、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不納欠損、督促、徴収猶予、滞納金の納入督促及び徴収、滞納処分、執行停止、収納嘱託	
		保険税担当	1	(3) 4	3	7	3	1	18		37
		計	2	4	3	7	3	1	18		38

( )内の数字は課長補佐(再掲)

## Ⅱ 市税総括

### 1 19年度市税の当初予算

区 分		平成19年度 当初予算額(A)	平成18年度 当初予算額(B)	平成18年度 最終予算額	伸び率 (A-B)/B	
合 計		千円 36,585,000	千円 33,811,000	千円 34,062,000	% 8.2	
1	市 民 税	17,615,000	15,013,000	15,357,000	17.3	
(1)	個 人	現年課税分	12,078,000	10,055,000	10,055,000	20.1
		滞納繰越分	114,000	127,000	127,000	△ 10.2
(2)	法 人	現年課税分	5,406,000	4,816,000	5,160,000	12.3
		滞納繰越分	17,000	15,000	15,000	13.3
2	固 定 資 産 税	15,355,000	15,182,000	15,105,000	1.1	
(1)	純固定資産税	現年課税分	14,991,000	14,830,000	14,753,000	1.1
		滞納繰越分	211,000	197,000	197,000	7.1
(2)	交付金及び納付金	153,000	155,000	155,000	△ 1.3	
3	軽自動車税	382,000	374,000	374,000	2.1	
	現年課税分	378,000	370,000	370,000	2.2	
	滞納繰越分	4,000	4,000	4,000	0.0	
4	市たばこ税	1,477,000	1,505,000	1,505,000	△ 1.9	
5	特別土地保有税	0	0	0	-	
	現年課税分	0	0	0	-	
	滞納繰越分	0	0	0	-	
6	入 湯 税	97,000	97,000	97,000	0.0	
	現年課税分	97,000	97,000	97,000	0.0	
	滞納繰越分	0	0	0	-	
7	都市計画税	1,659,000	1,640,000	1,624,000	1.2	
	現年課税分	1,635,000	1,617,000	1,601,000	1.1	
	滞納繰越分	24,000	23,000	23,000	4.3	
国民健康保険税		6,380,390	6,720,070	6,257,810	△ 5.1	
(1)医療分	(ア)一般分	現年課税分	4,220,340	4,667,170	4,425,060	△ 9.6
		滞納繰越分	202,120	206,390	160,040	△ 2.1
	(イ)退職分	現年課税分	1,421,090	1,401,380	1,258,900	1.4
		滞納繰越分	12,970	10,530	15,860	23.2
(2)介護分	(ア)一般分	現年課税分	394,390	322,460	305,030	22.3
		滞納繰越分	21,160	20,200	16,110	4.8
	(イ)退職分	現年課税分	107,350	90,990	75,060	18.0
		滞納繰越分	970	950	1,750	2.1

## 2 税目別決算額比較表

科 目	平 成 15 年 度					平 成 16 年 度			
	決 算 額					決 算 額			
	調定額	伸 率	収 入 額	伸 率	徴収率	調定額	伸 率	収 入 額	伸 率
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%
合 計	32,934,191	△ 3.4	30,861,685	△ 3.5	93.71	33,020,275	0.3	30,898,022	0.1
現年課税分	31,103,700	△ 4.0	30,554,910	△ 3.9	98.24	31,176,698	0.2	30,601,131	0.2
滞納繰越分	1,830,491	7.9	306,775	47.5	16.76	1,843,577	0.7	296,891	△ 3.2
1 市 民 税	13,893,038	△ 4.0	13,094,849	△ 3.9	94.25	13,772,413	△ 0.9	13,009,335	△ 0.7
現年課税分	13,154,182	△ 4.4	12,987,206	△ 4.0	98.73	13,093,312	△ 0.5	12,903,298	△ 0.6
滞納繰越分	738,856	4.5	107,643	26.7	14.57	679,101	△ 8.1	106,037	△ 1.5
2 固 定 資 産 税	15,402,655	△ 3.4	14,288,989	△ 3.8	92.77	15,584,088	1.2	14,395,453	0.7
現年課税分	14,452,652	△ 4.1	14,120,120	△ 4.2	97.70	14,566,377	0.8	14,228,998	0.8
滞納繰越分	950,003	9.5	168,869	57.7	17.78	1,017,711	7.1	166,455	△ 1.4
3 軽自動車税	311,733	4.1	295,126	3.6	94.67	324,388	4.1	304,958	3.3
現年課税分	298,959	3.7	292,480	3.5	97.83	309,350	3.5	301,803	3.2
滞納繰越分	12,774	15.6	2,646	18.1	20.71	15,038	17.7	3,155	19.2
4 市たばこ税	1,365,836	1.9	1,365,836	1.9	100.0	1,385,255	1.4	1,385,255	1.4
現年課税分	1,365,836	1.9	1,365,836	1.9	100.0	1,385,255	1.4	1,385,255	1.4
滞納繰越分	0	—	0	—	—	0	—	0	—
5 特別土地保有税	7,935	△ 49.9	5,920	△ 25.0	74.61	2,015	△ 74.6	0	△ 100.0
現年課税分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
滞納繰越分	7,935	—	5,920	—	74.61	2,015	—	0	—
6 入 湯 税	62,974	△ 6.6	62,878	△ 6.8	99.85	59,407	△ 5.7	57,925	△ 7.9
現年課税分	62,974	△ 6.6	62,878	△ 6.8	99.85	59,310	△ 5.8	57,828	△ 8.0
滞納繰越分	0	—	0	—	—	97	100.0	97	100.0
7 都 市 計 画 税	1,890,020	△ 3.8	1,748,087	△ 4.3	92.49	1,892,709	0.1	1,745,096	△ 0.2
現年課税分	1,769,097	△ 4.6	1,726,390	△ 4.7	97.59	1,763,094	△ 0.3	1,723,949	△ 0.1
滞納繰越分	120,923	9.6	21,697	57.2	17.94	129,615	7.2	21,147	△ 2.5
国民健康保険税	6,806,899	1.4	5,127,871	△ 0.4	75.33	7,405,669	8.8	5,757,976	12.3
現年課税分	5,379,953	△ 1.1	4,986,504	△ 0.9	92.69	6,075,372	12.9	5,585,289	12.0
滞納繰越分	1,426,946	12.4	141,367	20.3	9.91	1,330,297	△ 6.8	172,687	22.2

	平成17年度					平成18年度				
	決算額					決算額				
徴収率	調定額	伸率	収入額	伸率	徴収率	調定額	伸率	収入額	伸率	徴収率
%	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
93.57	35,751,893	8.3	33,580,463	8.7	93.93	36,142,053	1.1	33,970,841	1.2	93.99
98.15	33,837,091	8.5	33,235,469	8.6	98.22	34,289,327	1.3	33,679,052	1.3	98.22
16.10	1,914,802	3.9	344,994	16.2	18.02	1,852,726	△ 3.2	291,789	△ 15.4	15.75
94.46	14,744,922	7.1	13,977,704	7.4	94.80	16,121,270	9.3	15,351,491	9.8	95.23
98.55	14,051,290	7.3	13,849,542	7.3	98.56	15,469,551	10.1	15,233,974	10.0	98.48
15.61	693,632	2.1	128,162	20.9	18.48	651,719	△ 6.0	117,517	△ 8.3	18.03
92.37	17,195,994	10.3	15,962,408	10.9	92.83	16,297,687	△ 5.2	15,066,407	△ 5.6	92.45
97.68	16,124,030	10.7	15,774,697	10.9	97.83	15,241,155	△ 5.5	14,914,233	△ 5.5	97.86
16.36	1,071,964	5.3	187,711	12.8	17.51	1,056,532	△ 1.4	152,174	△ 18.9	14.40
94.01	381,744	17.7	359,598	17.9	94.20	391,641	2.6	367,542	2.2	93.85
97.56	363,074	17.4	355,186	17.7	97.83	373,007	2.7	363,242	2.3	97.38
20.98	18,670	24.2	4,412	39.8	23.63	18,634	△ 0.2	4,300	△ 2.5	23.08
100.0	1,446,316	4.4	1,446,316	4.4	100.0	1,467,838	1.5	1,467,838	1.5	100.00
100.0	1,446,316	4.4	1,446,316	4.4	100.0	1,467,838	1.5	1,467,838	1.5	100.00
—	0	—	0	—	—	0	—	0	—	—
0.00	2,015	0.0	1,782	100.0	88.44	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.00	2,015	0.0	1,782	100.0	88.44	—	—	—	—	—
97.51	101,990	71.7	99,408	71.6	97.47	98,623	△ 3.3	96,141	△ 3.3	97.48
97.50	100,167	68.9	98,471	70.3	98.31	96,039	△ 4.1	96,039	△ 2.5	100.00
100.0	1,823	100.0	937	100.0	51.43	2,584	41.7	102	△ 89.1	3.95
92.20	1,878,912	△ 0.7	1,733,247	△ 0.7	92.25	1,764,994	△ 6.1	1,621,422	△ 6.5	91.87
97.78	1,752,214	△ 0.6	1,711,257	△ 0.7	97.66	1,641,737	△ 6.3	1,603,726	△ 6.3	97.68
16.32	126,698	△ 2.3	21,990	4.0	17.36	123,257	△ 2.7	17,696	△ 19.5	14.36
77.75	8,090,245	9.2	6,280,416	9.1	77.63	8,095,216	0.1	6,235,413	△ 0.7	77.03
91.93	6,553,017	7.9	6,044,064	8.2	92.23	6,568,643	0.2	6,059,040	0.2	92.24
12.98	1,537,228	15.6	236,352	36.9	15.38	1,526,573	△ 0.7	176,373	△ 25.4	11.55

### 3 18年度市税の収納実績

税 目		調 定 額			収
		現年課税分 (A)	滞納繰越分 (B)	合 計 (C)	現年課税分 (D)
合 計		千円 34,289,327	千円 1,852,726	千円 36,142,053	千円 33,679,052
普 通 税	計	32,551,551	1,726,885	34,278,436	31,979,287
	1 市 民 税	15,469,551	651,719	16,121,270	15,233,974
	(1) 個人均等割	315,503	17,657	333,160	309,774
	(2) 個人所得割	9,968,043	551,919	10,519,962	9,782,158
	(上記のうち退職所得分)	99,207	—	99,207	99,207
	(3) 法人均等割	1,156,845	18,324	1,175,169	1,147,190
	(4) 法人税割	4,029,160	63,819	4,092,979	3,994,852
	2 固 定 資 産 税	15,241,155	1,056,532	16,297,687	14,914,233
	(1) 純固定資産税	15,085,674	1,056,532	16,142,206	14,758,752
	ア土地	5,834,608	408,629	6,243,237	5,708,685
	イ家屋	6,483,072	454,045	6,937,117	6,341,836
	ウ償却資産	2,767,994	193,858	2,961,852	2,708,231
	(2) 交付金及び納付金	155,481	—	155,481	155,481
	3 軽自動車税	373,007	18,634	391,641	363,242
	4 市たばこ税	1,467,838	—	1,467,838	1,467,838
	5 特別土地保有税	—	—	—	—
	(1) 保有分	—	—	—	—
(2) 取得分	—	—	—	—	
(3) 遊休土地分	—	—	—	—	
目	計	1,737,776	125,841	1,863,617	1,699,765
的 税	1 入 湯 税	96,039	2,584	98,623	96,039
	2 都 市 計 画 税	1,641,737	123,257	1,764,994	1,603,726
	(1) 土 地	906,909	68,088	974,997	885,898
(2) 家 屋	734,828	55,169	789,997	717,828	
国民健康保険税		6,568,643	1,526,573	8,095,216	6,059,040

入 額		徴 収 率			
滞納繰越分 (E)	合 計 (F)	現年課税分 (D)/(A)×100	滞納繰越分 (E)/(B)×100	合 計 (F)/(C)×100	前年度 (F)/(C)×100
千円	千円	%	%	%	%
291,789	33,970,841	98.22	15.75	93.99	93.93
273,991	32,253,278	98.24	15.87	94.09	94.01
117,517	15,351,491	98.48	18.03	95.23	94.80
3,333	313,107	98.18	18.88	93.98	93.31
104,167	9,886,325	98.14	18.87	93.98	93.28
—	99,207	100.00	—	100.00	100.00
2,235	1,149,425	99.17	12.20	97.81	98.11
7,782	4,002,634	99.15	12.19	97.79	98.12
152,174	15,066,407	97.86	14.40	92.45	92.83
152,174	14,910,926	97.83	14.40	92.37	92.76
58,861	5,767,546	97.84	14.40	92.38	92.76
65,389	6,407,225	97.82	14.40	92.36	92.76
27,924	2,736,155	97.84	14.40	92.38	92.78
—	155,481	100.00	—	100.00	100.00
4,300	367,542	97.38	23.08	93.85	94.20
—	1,467,838	100.00	—	100.00	100.00
—	—	—	—	—	88.44
—	—	—	—	—	88.44
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
17,798	1,717,563	97.81	14.14	92.16	92.52
102	96,141	100.00	3.95	97.48	97.47
17,696	1,621,422	97.68	14.36	91.87	92.25
9,776	895,674	97.68	14.36	91.86	92.25
7,920	725,748	97.69	14.36	91.87	92.24
176,373	6,235,413	92.24	11.55	77.03	77.63

#### 4 市税負担状況調

区分	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率
人口一人当たり	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
市税総額	155,294	△ 3.3	149,335	△ 3.8	150,013	0.5	148,457	△ 1.0	150,267	1.2
市民税個人	47,095	△ 1.6	43,503	△ 7.6	41,656	△ 4.2	41,691	0.1	45,066	8.1
純固定資産税	71,652	0.8	68,773	△ 4.0	69,379	0.9	70,055	1.0	66,110	△ 5.6
その他の税	36,547	△ 12.1	37,059	1.4	38,978	5.2	36,711	△ 5.8	39,091	6.5
一世帯当たり	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
市税総額	397,388	△ 3.8	379,475	△ 4.5	377,416	△ 0.5	373,247	△ 1.1	375,621	0.6
市民税個人	120,514	△ 2.0	110,546	△ 8.3	104,803	△ 5.2	104,818	0.0	112,651	7.5
純固定資産税	183,353	0.3	174,760	△ 4.7	174,549	△ 0.1	176,131	0.9	165,255	△ 6.2
その他の税	93,521	△ 12.6	94,170	0.7	98,064	4.1	92,298	△ 5.9	97,715	5.9

備考 税額＝現年課税(調定額)／4月1日推計人口、世帯数

### Ⅲ 市県民税

#### 1 年度別納税義務者調

##### (1) 市民税(個人)

区 分		17 年 度	18 年 度	19 年 度
合 計	納 税 義 務 者 数	101,856	108,897	109,461
	均 等 割 の み	6,208	6,791	6,677
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	95,648	102,106	102,784
特別徴収	納 税 義 務 者 数	59,430	60,062	60,494
	均 等 割 の み	1,067	1,211	1,231
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	58,363	58,851	59,263
普通徴収	納 税 義 務 者 数	42,426	48,835	48,967
	均 等 割 の み	5,141	5,580	5,446
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	37,285	43,255	43,521
特別徴収義務者		7,551	6,007	6,031

備考 課税状況の調2・3表によります。

##### (2) 県民税(個人)

区 分		17 年 度	18 年 度	19 年 度
	納 税 義 務 者 数	101,864	108,904	109,465
	均 等 割 の み	6,347	6,993	6,714
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	95,517	101,911	102,751

## 2 年度別調定額の調

### (1) 市民税(個人)

区 分		17 年 度	18 年 度	19 年 度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 203,340,932	千円 211,533,964	千円 212,160,523
	所 得 割	9,081,221	9,820,422	12,251,935
	均 等 割	277,511	315,644	323,170
	計	9,358,732	10,136,066	12,575,105
特別徴収	課 税 所 得 金 額	145,772,115	147,864,203	148,956,895
	所 得 割	6,465,546	6,956,849	8,631,031
	均 等 割	163,890	179,682	181,255
	計	6,629,436	7,136,531	8,812,286
普通徴収	課 税 所 得 金 額	57,568,817	63,669,761	63,203,628
	所 得 割	2,615,675	2,863,573	3,620,904
	均 等 割	113,621	135,962	141,915
	計	2,729,296	2,999,535	3,762,819

備考 所得割は特別減税、定率控除後

### (2) 県民税(個人)

区 分		17 年 度	18 年 度	19 年 度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 203,340,932	千円 211,533,964	千円 212,160,523
	所 得 割	3,724,333	4,089,425	8,167,028
	均 等 割	92,504	105,031	107,375
	計	3,816,837	4,194,456	8,274,403
特別徴収	課 税 所 得 金 額	145,772,115	147,864,203	148,956,895
	所 得 割	2,626,326	2,835,351	5,753,293
	均 等 割	54,630	59,886	60,403
	計	2,680,956	2,895,237	5,813,696
普通徴収	課 税 所 得 金 額	57,568,817	63,669,761	63,203,628
	所 得 割	1,098,007	1,254,074	2,413,735
	均 等 割	37,874	45,145	46,972
	計	1,135,881	1,299,219	2,460,707

備考 各年度当初調定数字(税額は、当初課税による調定額)

### 3 所得区分による課税状況

#### (1) 年度別所得割納税義務者数

区 分	17 年 度		18 年 度		19 年 度	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
給 与 所 得 者	80,031	83.7	80,859	79.2	81,505	79.3
営 業 等 所 得 者	4,312	4.5	4,438	4.3	4,378	4.3
農 業 所 得 者	372	0.4	388	0.4	488	0.5
そ の 他 の 所 得 者	10,090	10.5	15,366	15.0	15,493	15.1
譲渡所得者等の所得者	843	0.9	1,055	1.0	920	0.9
合 計	95,648	100.0	102,106	100.0	102,784	100.0

#### (2) 年度別所得割額

区 分	17 年 度		18 年 度		19 年 度	
	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比
給 与 所 得 者	7,543,549	83.1	8,002,314	81.5	10,158,886	82.9
営 業 等 所 得 者	496,427	5.5	526,900	5.4	540,765	4.4
農 業 所 得 者	32,049	0.4	22,837	0.2	41,684	0.3
そ の 他 の 所 得 者	587,161	6.5	822,173	8.4	1,144,686	9.3
譲渡所得者等の所得者	422,035	4.6	446,198	4.5	365,914	3.0
合 計	9,081,221	100.0	9,820,422	100.0	12,251,935	100.0
( 平 均 税 率 )	5.0		5.0		6.0	

備考 課税状況の調第5表～第12表によります。

#### 4 19年度課税状況調(当初)

所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者	
	人員	均等割額	人員	所得割額
給与所得者	3,565	10,471	0	0
営業等所得者	761	2,187	0	0
農業所得者	161	434	0	0
その他の所得者	2,190	5,352	0	0
家屋敷等のみ	0	0		
計	6,677	18,444	0	0
平成18年度	6,791	17,195	0	0

備考 課税状況の調第2表によります。

#### 5 19年度課税所得の状況

##### (1) 課税標準段階別所得

課税標準段階	区分 納税義務者数	総所得金額 等(山林所得含)	先物取引 に係る雑 所得	分離長期 譲渡所得	分離短期 譲渡所得	株式等に係 る譲渡所得	所得合計額
10万円以下	4,115	2,618,764	1,187	1,814,825	3,849	99,011	4,537,636
10万円～ 100万円	34,017	47,646,615	8,072	476,950	3,101	65,202	48,199,940
100万円～ 200万円	30,261	74,963,913	8,035	643,823	3,788	106,433	75,725,992
200万円～ 300万円	15,529	58,305,517	7,747	319,798	532	169,631	58,803,225
300万円～ 400万円	8,342	42,471,806	661	185,453	2,540	60,594	42,721,054
400万円～ 550万円	5,522	35,225,499	529	191,417	5,387	111,477	35,534,309
550万円～ 700万円	1,933	15,515,825	9,292	164,657	0	70,555	15,760,329
700万円～ 1,000万円	1,514	15,502,189	0	170,061	4,363	108,268	15,784,881
1,000万円を超える金額	1,551	30,122,121	0	387,722	3,299	423,191	30,936,333
合計	102,784	322,372,249	35,523	4,354,706	26,859	1,214,362	328,003,699

備考 課税状況の調第12表によります。

均等割と所得割のみを納める者			合 計	
人 員	均等割額	所得割額	人 員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
81,823	244,839	10,292,873	85,388	10,548,183
4,397	13,061	550,042	5,158	565,290
491	1,404	42,381	652	44,219
16,073	45,411	1,366,639	18,263	1,417,402
			0	0
102,784	304,715	12,251,935	109,461	12,575,094
102,106	298,430	9,820,421	108,897	10,136,046

## 6 法人市民税の課税状況

### (1) 年度別均等割納税義務者数

区分 \ 年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	社	社	社	社	社
1号法人	38	39	48	48	54
2号法人	13	10	12	10	14
3号法人	598	615	659	626	618
4号法人	63	63	65	63	63
5号法人	411	405	428	420	429
6号法人	115	116	118	111	112
7号法人	1,387	1,391	1,489	1,429	1,421
8号法人	34	36	35	39	42
9号法人	4,845	4,913	5,254	5,427	5,442
合計	7,504	7,588	8,108	8,173	8,195
伸率	△ 0.4 %	1.1 %	6.9 %	0.8 %	0.3 %

備考 区分は地方税法第312条で定める区分  
各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)  
19年度は6月末現在の数値

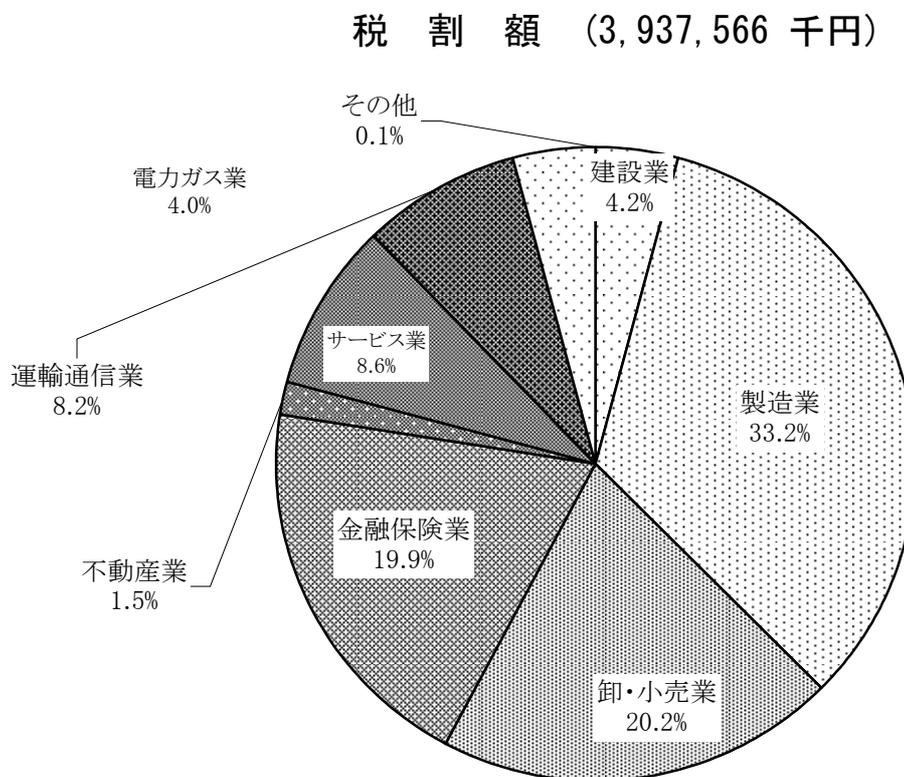
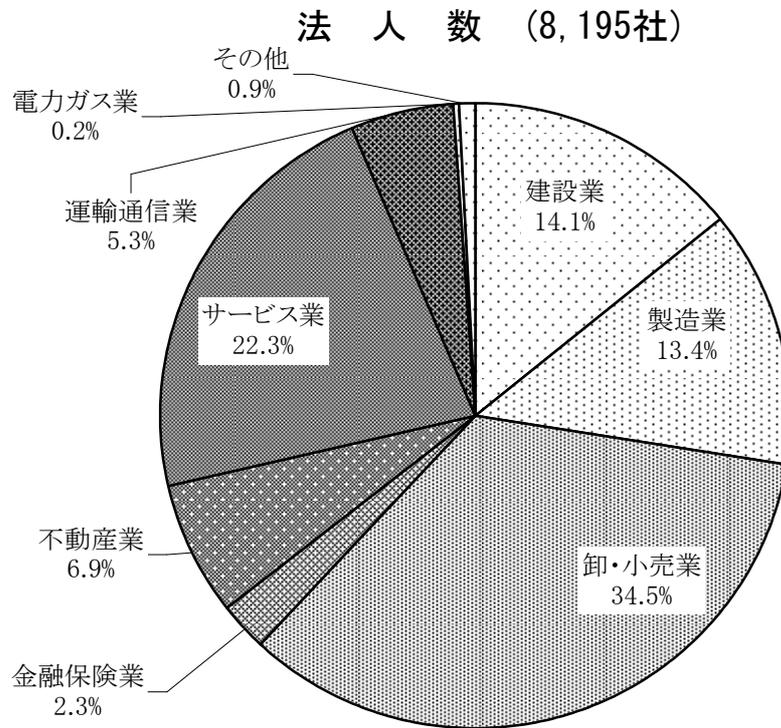
### (2) 年度別調定額

(千円)

区分		15年度	16年度	17年度	18年度
現年度分	税割	2,938,702	3,273,670	3,318,962	3,937,566
	均等割	1,085,020	1,098,329	1,173,097	1,151,750
	計	4,023,722	4,371,999	4,492,059	5,089,316
過年度分	税割	65,474	65,474	49,831	91,594
	均等割	4,107	4,107	6,990	5,094
	計	69,581	69,581	56,821	96,688
合計	税割	3,004,176	3,339,144	3,368,793	4,029,160
	均等割	1,089,127	1,102,436	1,180,087	1,156,844
	計	4,093,303	4,441,580	4,548,880	5,186,004
	伸率	4.0 %	8.5 %	2.4 %	14.0 %

備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 平成18年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)



## (4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	農 業	林 業	鉱 業	建 設 業
7	0.2	11.3	△ 0.1	212.3	皆 増	△ 96.8	△ 26.3
	4,209,944	89,663	4,120,281	4,325	1,676	177	508,591
8	28.7	8.1	29.1	△ 23.4	△ 1.7	568.4	2.9
	5,416,416	96,882	5,319,534	3,312	1,648	1,183	523,292
9	△ 8.0	△ 32.1	△ 7.5	△ 47.4	△ 79.7	△ 15.7	△ 5.7
	4,985,795	65,799	4,919,996	1,741	334	997	493,543
10	19.5	104.7	18.3	14.9	674.6	5.2	△ 34.4
	5,955,643	134,694	5,820,949	2,000	2,587	1,049	323,727
11	△ 30.3	△ 28.7	△ 30.4	△ 30.5	81.6	6.8	△ 18.9
	4,148,468	96,001	4,052,467	1,390	4,697	1,120	262,476
12	△ 1.1	21.3	△ 1.6	43.7	△ 30.0	△ 14.2	10.9
	4,104,770	116,413	3,988,357	1,998	3,289	961	290,969
13	△ 7.0	△ 33.2	△ 6.2	△ 18.6	40.3	△ 74.6	△ 30.6
	3,819,101	77,785	3,741,316	1,626	4,616	244	201,817
14	△ 25.7	67.9	△ 27.6	0.4	△ 77.4	78.7	△ 24.0
	2,837,658	130,635	2,707,023	1,633	1,045	436	153,422
15	5.9	△ 49.9	8.6	△ 64.9	305.9	△ 78.9	△ 16.2
	3,004,176	65,474	2,938,702	573	4,242	92	128,557
16	10.9	△ 11.8	11.4	62.1	△ 2.1	1430.4	△ 14.6
	3,331,423	57,753	3,273,670	929	4,153	1,408	109,733
17	1.1	△ 13.7	1.4	△ 47.7	△ 31.1	△ 91.5	6.0
	3,368,793	49,831	3,318,962	486	2,862	120	116,284
18	19.6	83.8	18.6	153.3	△ 85.1	1047.5	41.3
	4,029,160	91,594	3,937,566	1,231	426	1,377	164,331

上段 前年対比伸率 %

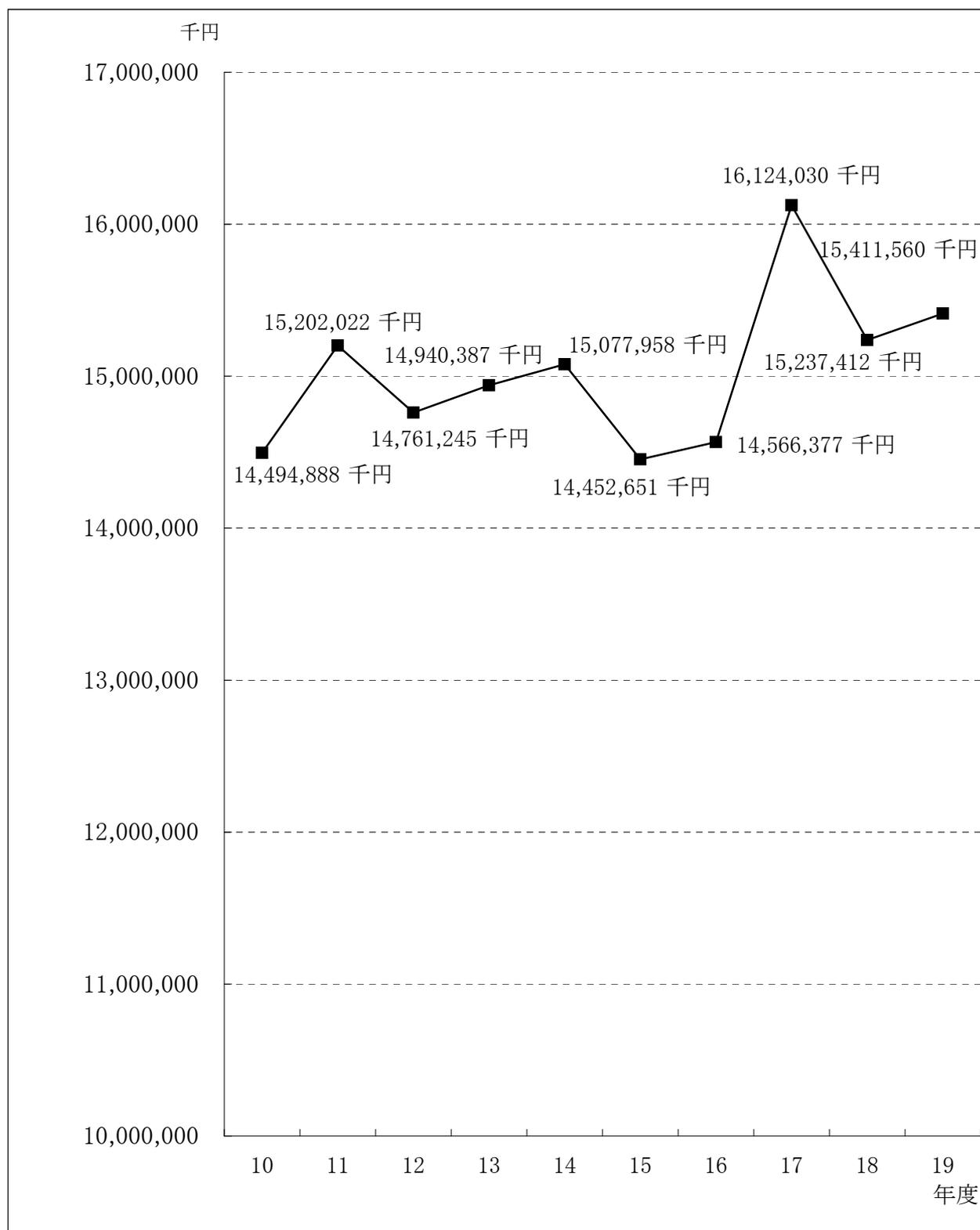
下段 決 算 額 千円

製 造 業	卸 小 売 業	金 融 業	不 動 産 業	運 輸 通 信 業	電 力 ガ ス 業	サ ー ビ ス 業
4.1	△ 0.1	22.5	△ 18.6	△ 7.8	92.3	△ 11.7
1,241,245	885,690	707,978	79,734	153,381	169,150	368,334
19.9	13.9	96.5	26.6	74.5	△ 45.2	19.6
1,488,473	1,008,935	1,391,047	100,955	267,581	92,641	440,467
11.6	△ 6.9	△ 26.9	△ 20.5	△ 8.2	△ 34.9	△ 4.7
1,660,813	939,234	1,017,498	80,269	245,609	60,335	419,623
42.2	△ 23.2	61.3	△ 2.0	△ 39.2	96.7	0.2
2,362,395	721,284	1,640,964	78,637	149,341	118,693	420,272
△ 38.8	△ 0.5	△ 52.5	△ 16.8	59.4	△ 11.7	3.0
1,444,999	717,406	779,134	65,412	238,093	104,803	432,937
△ 5.5	3.5	0.1	36.5	△ 17.7	9.0	△ 6.6
1,365,192	742,247	779,899	89,320	195,923	114,197	404,362
△ 3.6	10.5	△ 22.3	△ 35.5	△ 24.3	11.5	13.3
1,315,577	819,906	606,268	57,621	148,258	127,323	458,058
△ 37.4	△ 26.3	△ 44.0	△ 7.8	7.4	23.7	△ 9.9
823,534	604,536	339,378	53,153	159,266	157,513	412,923
10.1	12.8	5.0	19.4	33.7	△ 10.8	7.2
907,018	681,981	356,335	63,474	212,948	140,514	442,850
25.2	△ 1.2	38.9	△ 17.0	△ 16.4	41.1	△ 4.3
1,135,967	673,716	494,784	52,694	177,934	198,252	423,980
△ 13.3	△ 0.7	42.4	△ 4.8	50.7	△ 1.2	△ 23.0
985,041	668,972	704,521	50,144	268,090	195,840	326,495
32.9	19.2	11.1	18.7	20.4	△ 18.8	4.0
1,309,172	797,302	782,734	59,511	322,756	159,093	339,533

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの。

## IV 固定資産税

### 1 固定資産税の年度別調定額



(注) 1 19年度は7月末調定の数値

2 調定額は、純固定資産税と交付金及び納付金の合計

## 2 固定資産税の区分別調定額の調

### (1) 純固定資産税

区 分		16 年 度	17 年 度	18 年 度	19 年 度
課 税 標 準 額	土 地	404,904,434千円	413,967,109千円	417,584,795千円	419,433,166千円
	家 屋	484,156,403	542,279,955	478,953,295	494,475,057
	償 却 資 産	160,287,119	203,255,178	197,622,629	195,146,977
	計	1,049,347,956	1,159,502,242	1,094,160,719	1,109,055,200
税 額	土 地	5,659,289	5,786,815	5,835,990	5,850,157
	家 屋	6,517,483	7,335,582	6,479,884	6,685,214
	償 却 資 産	2,242,932	2,844,916	2,766,057	2,731,340
	計	14,419,704	15,967,313	15,081,931	15,266,711
納 税 義 務 者		70,976人	80,177人	80,700人	81,495人

(注) 1 19年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

### (2) 交付金及び納付金

区 分	16 年 度	17 年 度	18 年 度	19 年 度
課 税 標 準 額	10,476,744千円	11,194,171千円	11,105,881千円	10,977,566千円
税 額	146,673	156,717	155,481	153,685
納 税 義 務 者	24人	22人	22人	21人

備考 16年度から税目変更

### (3) 固定資産税合計

区 分	16 年 度	17 年 度	18 年 度	19 年 度
課 税 標 準 額	1,059,824,700千円	1,170,696,413千円	1,105,266,600千円	1,120,032,766千円
税 額	14,566,377	16,124,030	15,237,412	15,420,396

### 3 土地の概要

納税義務者 56,969人

区 分	年度	合 計	田	畑	宅 地
地 積 (千㎡)	17	191,148	46,522	31,298	33,963
	18	191,204	46,351	31,169	34,287
	19	191,413	46,107	30,975	34,818
評 価 額 ( )内は 課税標準額 (千円)	17	(414,204,150) 1,345,982,634	(13,187,248) 67,821,969	(6,160,708) 54,997,448	(338,294,747) 1,121,719,171
	18	(417,601,555) 1,246,371,075	(13,230,986) 60,587,519	(6,359,683) 49,259,419	(341,390,900) 1,044,554,983
	19	(419,253,015) 1,187,877,203	(13,429,277) 54,307,462	(6,691,584) 45,333,123	(343,206,316) 1,001,087,806
筆 数 (筆)	17	329,600	42,454	48,629	188,404
	18	332,074	42,238	48,419	191,015
	19	334,113	41,268	48,042	194,417
提示平均評価額 (円/㎡)	17		151	54	37,100
	18		143	47	30,745
	19		143	47	29,100
平均価格 ( )内は 最高価格 (円/㎡)	17	6,668	143 (169)	47 (83)	32,822 (362,600)
	18	6,181	143 (169)	47 (83)	30,293 (346,719)
	19	5,890	143 (169)	47 (83)	28,603 (326,100)

- 備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く)  
 2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値  
 3 各年度とも概要調書の数値  
 4 H17提示平均評価額は旧松本市のものです。

鉾泉地	池沼	山林	原野	雜種地
0.438	3,726	60,872	9,487	5,280
0.438	3,725	60,812	10,293	4,567
0.448	3,725	60,827	10,315	4,646
(114,066) 131,443	(127,269) 158,100	(1,690,116) 2,660,009	(335,821) 744,981	(54,294,175) 97,749,513
(91,147) 103,664	(124,411) 149,874	(1,698,653) 2,468,898	(452,589) 872,329	(54,253,186) 88,374,389
(94,200) 103,834	(121,605) 145,636	(1,727,555) 2,386,750	(456,239) 773,955	(53,526,239) 83,738,637
34	378	26,718	11,161	11,822
34	373	26,837	12,585	10,573
35	371	26,732	12,503	10,745
		25		
		21		
		21		
300,098 (4,206,344)	42 (47,991)	21 (35)	73 (56,492)	18,264 (314,820)
236,676 (3,117,643)	40 (43,042)	21 (35)	78 (52,676)	19,349 (292,000)
231,772 (3,117,643)	39 (40,615)	21 (35)	67 (49,596)	18,022 (275,000)

#### 4 家屋の概要

納税義務者数 61,136人

区 分	年 度	棟 数	床 面 積
総 数	17	112,854	16,381 千㎡
	18	112,271	16,482
	19	112,505	16,607
木 造	17	81,864	8,672
	18	81,055	8,700
	19	81,013	8,740
非 木 造	17	30,990	7,709
	18	31,216	7,782
	19	31,492	7,867

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

3 H17提示平均価格は旧松本市のものです。

#### 5 償却資産の概要

納税義務者数 個人 334人  
法人 2,330人

区 分	年 度	決 定 価 格
総 数	17	204,193,376 千円
	18	199,743,287
	19	197,095,975
構 築 物	17	21,526,342
	18	22,535,566
	19	22,927,177
機 械 及 び 装 置	17	71,603,988
	18	70,933,732
	19	72,483,290
船 舶	17	322
	18	2,668
	19	2,032
航 空 機	17	11,845
	18	7,205
	19	27,611
車 両 及 び 運 搬 具	17	585,106
	18	760,955
	19	669,515
工 具 器 具 及 び 備 品	17	37,385,213
	18	35,630,001
	19	33,690,404
法 第 389 条 関 係 分 ( 配 分 )	17	73,080,560
	18	69,873,160
	19	67,295,946

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

評 価 額	提示平均価格	平 均 価 格
543,399,045 千円	㎡当り	㎡当り 33,172 円
479,777,873		29,109
494,199,172		29,759
165,830,086	19,339	19,122
140,503,437	15,559	16,150
145,507,383	16,058	16,649
377,568,959	49,622	48,977
339,274,436	43,344	43,596
348,691,789	44,222	44,324

課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
201,940,396 千円	913,927 千円	128,910,763 千円
197,526,394	1,010,719	127,423,124
195,098,902	1,037,262	127,505,253
21,244,416	186,833	21,057,583
21,967,613	256,445	21,711,168
22,414,431	280,196	22,134,235
70,606,828	711,144	69,895,684
70,072,473	739,685	69,332,788
71,747,075	742,414	71,004,661
322	0	322
2,668	0	2,668
2,032	0	2,032
11,845	0	11,845
7,205	0	7,205
27,611	0	27,611
585,106	0	585,106
760,955	0	760,955
669,515	0	669,515
37,376,173	15,950	37,360,223
35,622,929	14,589	35,608,340
33,681,851	14,652	33,667,199
72,115,706	—	—
69,092,551	—	—
66,556,387	—	—

## 6 年度別新增分家屋

区 分		17 年 度	18 年 度	19 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数(棟)	754	695	787
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	96,072	85,008	98,532
		決定価格(千円)	5,086,375	4,148,058	4,798,115
	その他	棟 数(棟)	136	153	144
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	12,174	16,413	17,473
		決定価格(千円)	556,482	694,586	750,400
木家 造 以 外 の 屋	棟 数(棟)	511	465	512	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	167,431	149,754	132,649	
	決定価格(千円)	12,674,020	11,819,705	10,551,781	
合 計	棟 数(棟)	1,401	1,313	1,443	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	275,677	251,175	248,654	
	決定価格(千円)	18,316,877	16,662,349	16,100,296	

備考 各年度とも概要調書の数値

## 7 年度別減少分家屋

区 分		17 年 度	18 年 度	19 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数(棟)	633	594	685
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	43,245	40,226	43,636
		決定価格(千円)	491,922	447,640	428,118
	その他	棟 数(棟)	643	595	555
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	42,368	30,144	33,400
		決定価格(千円)	184,703	105,016	136,313
木家 造 以 外 の 屋	棟 数(棟)	296	289	280	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	43,785	62,055	44,609	
	決定価格(千円)	1,821,672	2,359,568	1,078,300	
合 計	棟 数(棟)	1,572	1,478	1,520	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	129,398	132,425	121,645	
	決定価格(千円)	2,498,297	2,912,224	1,642,731	

備考 各年度とも概要調書の数値

## V 諸税・その他

### 1 市たばこ税

区 分	16 年 度	17 年 度	18 年 度
消 費 本 数	468,673 千本	489,462 千本	464,163 千本
調 定 額	1,385,255 千円	1,446,316 千円	1,467,838 千円

備考 18年度に税率改正 18年度調定額は、手持品課税分を含む

### 2 特別土地保有税

土地投機の抑制及び土地供給の促進を目的として、昭和48年度に創設。平成15年度より課税停止。

### 3 入湯税

区 分	16 年 度	17 年 度	18 年 度
課 税 人 員	646,193 人	951,332 人	857,751 人
調 定 額	59,310 千円	100,167 千円	96,039 千円

### 4 都市計画税

区 分		17 年 度	18 年 度	19 年 度
課 標 準 税 額	土 地	462,651,704 千円	454,800,772 千円	448,691,890 千円
	家 屋	416,208,027 千円	369,156,534 千円	380,742,751 千円
	計	878,859,731 千円	823,957,306 千円	829,434,641 千円
調 定 額		1,752,213 千円	1,641,665 千円	1,652,268 千円
納 税 義 務 者 数		52,751 人	53,540 人	54,157 人

備考 19年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

### 5 国民健康保険税

区 分	17 年 度	18 年 度	19 年 度
調 定 額	6,440,915 千円	6,500,614 千円	6,731,009 千円
	45,220 世帯	45,499 世帯	45,555 世帯
6割軽減対象世帯数	12,741 世帯	12,969 世帯	12,923 世帯
4割軽減対象世帯数	1,930 世帯	1,828 世帯	1,804 世帯

備考 各年度とも当初調定の数値（介護納付金を含む）

## 6 軽自動車税

区 分		年度	賦 課 期 日 現 在 台 数			
			一 般	官 公 署	計 (1)	
総 数		17	81,574 台	455 台	82,029 台	
		18	82,524	459	82,983	
		19	83,710	465	84,175	
原 動 機 付 自 転 車	50 cc 以下 (電気動力も含む)	17	15,306	61	15,367	
		18	14,806	54	14,860	
		19	14,288	54	14,342	
	90 cc 以下	17	1,493	33	1,526	
		18	1,423	32	1,455	
		19	1,316	31	1,347	
	125 cc 以下	17	756	5	761	
		18	770	6	776	
		19	782	6	788	
	ミニカー	17	25	0	25	
		18	44	0	44	
		19	60	0	60	
軽自動車及び小型特殊自動車	二 輪 車 (125ccを超え250cc未満)	17	3,208	6	3,214	
		18	3,235	9	3,244	
		19	3,193	9	3,202	
	三 輪 車	17	3	0	3	
		18	3	0	3	
		19	3	0	3	
	四 乗 用 車	営 業 用	17	0	0	0
			18	0	0	0
			19	0	0	0
		自 家 用	17	32,270	59	32,329
			18	33,844	66	33,910
			19	35,788	65	35,853
	貨 物 用 車	営 業 用	17	454	0	454
			18	457	0	457
			19	469	0	469
		自 家 用	17	21,954	251	22,205
			18	21,778	250	22,028
			19	21,617	258	21,875
	雪 上 用	17	2	0	2	
		18	2	0	2	
		19	2	0	2	
	農 耕 用	17	2,636	11	2,647	
		18	2,668	12	2,680	
		19	2,662	12	2,674	
小 型 特 殊 (電気動力含む)	17	400	9	409		
	18	391	9	400		
	19	396	12	408		
二 輪 小 型 (250ccを超える)	17	3,067	20	3,087		
	18	3,103	21	3,124		
	19	3,134	18	3,152		

備考 課税状況の調第33表によります。

非課税台数 官公署分(2)	課税免除台数 身障減免等(3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調 定 額
455 台	516 台	81,058 台	363,093 千円
459	558	81,966	373,155
465	607	83,103	385,667
61	23	15,283	15,283
54	23	14,783	14,783
54	24	14,264	14,264
33	7	1,486	1,783
32	6	1,417	1,700
31	6	1,310	1,572
5	3	753	1,205
6	3	767	1,227
6	1	781	1,250
0	0	25	63
0	0	44	110
0	0	60	150
6	0	3,208	7,699
9	0	3,235	7,764
9	1	3,192	7,661
0	0	3	9
0	0	3	9
0	0	3	9
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
59	286	31,984	230,285
66	320	33,524	241,373
65	361	35,427	255,074
0	3	451	1,353
0	4	453	1,359
0	4	465	1,395
251	193	21,761	87,044
250	201	21,577	86,308
258	209	21,408	85,632
0	0	2	5
0	0	2	5
0	0	2	5
11	1	2,635	4,216
12	1	2,667	4,267
12	1	2,661	4,258
9	0	400	1,880
9	0	391	1,838
12	0	396	1,861
20	0	3,067	12,268
21	0	3,103	12,412
18	0	3,134	12,536

## 7 利子割交付金

区 分	16 年 度	17 年 度	18 年 度
長野県全体	2,560,045 千円	1,538,051 千円	938,904 千円
松本市	287,301 千円	185,843 千円	114,003 千円
按分率 3月～7月分	11.16586 %	12.04182 %	12.14527 %
8月～2月分	11.24213 %	12.14527 %	12.14001 %

## 8 配当割交付金

区 分	16 年 度	17 年 度	18 年 度
長野県全体	300,084 千円	482,274 千円	876,557 千円
松本市	33,628 千円	58,382 千円	106,430 千円

備考 16年度から交付（按分率は利子割交付金と同）

## 9 株式等譲渡所得割交付金

区 分	16 年 度	17 年 度	18 年 度
長野県全体	349,439 千円	798,626 千円	668,491 千円
松本市	39,282 千円	96,993 千円	81,153 千円

備考 16年度から交付（按分率は利子割交付金と同）

## 10 ゴルフ場利用税交付金

区 分	16 年 度	17 年 度	18 年 度
利 用 人 員	66,546 人	65,741 人	65,065 人
交 付 金	41,924 千円	41,417 千円	40,991 千円

## 11 特別地方消費税交付金

平成12年3月31日廃止

12 口座振替納付の状況調(18年度振替済分)

税目	期別	合計	件数	税額	調定額に 対する割合	1 期				2 期				3 期				4 期			
						1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
市 県 民 税 ( 普 通 徴 収 )		69,105	69,105	件	44.9 %	19,370	16,448	16,664	16,623	19,370	16,448	16,664	16,623	19,370	16,448	16,664	16,623	19,370	16,448	16,664	16,623
		2,267,946	2,267,946	千円	49.1 %	694,943	519,370	526,982	526,651	694,943	519,370	526,982	526,651	694,943	519,370	526,982	526,651	694,943	519,370	526,982	526,651
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税		174,111	174,111	件	63.8 %	48,195	41,893	42,135	41,888	48,195	41,893	42,135	41,888	48,195	41,893	42,135	41,888	48,195	41,893	42,135	41,888
		8,013,840	8,013,840	千円	47.9 %	2,561,666	1,808,710	1,824,822	1,818,642	2,561,666	1,808,710	1,824,822	1,818,642	2,561,666	1,808,710	1,824,822	1,818,642	2,561,666	1,808,710	1,824,822	1,818,642
軽自動車税 ( 全 期 )		21,452	21,452	件	38.7 %	21,452				21,452				21,452				21,452			
		85,839	85,839	千円	23.0 %	85,839				85,839				85,839				85,839			

税目	期別	合計	件数	税額	調定額に 対する割合	1 期				2 期				3 期				4 期				5 期				6 期				7 期				8 期				9 期			
						1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4				
国民健康保険税		233,193	233,193	件	58.2 %	25,366	26,126	26,100	26,129	25,366	26,126	26,100	26,129	25,366	26,126	26,100	26,129	25,366	26,126	26,100	26,129	25,366	26,126	26,100	26,129	25,366	26,126	26,100	26,129	25,366	26,126	26,100	26,129	25,366	26,126	26,100	26,129				
		3,967,915	3,967,915	千円	60.4 %	544,518	428,967	428,943	428,713	544,518	428,967	428,943	428,713	544,518	428,967	428,943	428,713	544,518	428,967	428,943	428,713	544,518	428,967	428,943	428,713	544,518	428,967	428,943	428,713	544,518	428,967	428,943	428,713	544,518	428,967	428,943	428,713				

### 13 市税の徴収に要する経費

区 分		16 年 度	17 年 度	18 年 度	
税 収 入 額	1 市 税	33,131,419 千円	33,580,463 千円	33,970,841 千円	
	2 個 人 県 民 税	3,960,643	3,828,989	4,205,801	
	3 計	37,092,062	37,409,452	38,176,642	
市税及び個人県民税に係る徴税費	4 基 本 給	374,843	352,768	333,127	
	5 諸 手 当	217,011	201,957	195,428	
	(1) 超 過 勤 務 手 当	29,242	28,381	22,370	
	(2) 税 務 特 別 手 当	3,857	482	514	
	(3) そ の 他 の 手 当	183,912	173,094	172,544	
	6 そ の 他	109,588	105,206	112,338	
	7 小 計	701,442	659,931	640,893	
	8 旅 費	1,422	1,156	1,082	
	9 賃 金	6,272	4,713	4,103	
	10 そ の 他	323,566	263,144	274,232	
	11 小 計	331,260	269,013	279,417	
	12 前 納 報 奨 金 ・ そ の 他	665	96	81	
	13 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0	0	
	14 納 税 報 奨 金 等	0	0	0	
	15 小 計	665	96	81	
	そ の 他	16 そ の 他	11,388	2,545	2,298
	17 合 計		1,044,755	931,585	922,689
県 民 税 徴 収 取 扱 費	18 納 税 通 知 書 に よ る 金 額	6,997	7,480	7,605	
	19 徴 収 額 に よ る 金 額	270,632	253,121	292,330	
	20 報 奨 金 額 に 相 当 す る 金 額	0	0	0	
	21 合 計	277,629	260,601	299,935	
22 市 税 に 係 る 徴 収 費 (17-21)	767,126	670,984	622,754		
市税及び個人県民税に係る徴税経費(百円当たり)	2.8 円	2.5 円	2.4 円		
市 税 に 係 る 徴 税 経 費 (百円当たり)	2.3 円	2.0 円	1.8 円		

備考 各年度とも課税状況の調第39表によります。(H16年度は、合併4村分を含む)

12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止。

## 14 証明・閲覧に関する調

### (1) 平成18年度証明閲覧手数料

区 分	手 数 料		備 考
租 税・公 課 に 関 す る 証 明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
土 地・家 屋 に 関 す る 証 明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
住 宅 用 家 屋 証 明	1件	1,300円	
土 地 台 帳 の 閲 覧	1件	300円	土地台帳は地区ごと1件とする
公 図 の 複 写 交 付	1件	300円	1件増すごとに100円加算

### (2) 税証明取扱状況

(単位 件)

種別 年度	所得及び 税額証明	営業証明 (法人)	納税証明 (一般)	納税証明 (車検用)	資産に 関する証明 (土地・家屋等)	資産に 関する証明 (加算分)	車庫証明	登 記 用 通 知	合 計
16	38,415 (8,013)	1,200	7,697	6,032	10,204 (476)	18,466 (400)	0	8,801	90,815
17	40,199 (7,637)	1,058	8,162	7,504	11,963 (412)	24,223 (523)	1	11,021	104,131
18	41,289 (8,050)	919	7,286	7,188	10,938 (427)	21,376 (499)	0	9,370	98,366

備考 「所得及び税額証明」「資産に関する証明」の( )は内数で無料件数を表示

### (3) 閲覧及び公図の写し交付状況

(単位 件)

区分	16 年 度	17 年 度	18 年 度
土地・課税台帳の閲覧	1,173	1,568	1,524
公図の閲覧及び複写	2,570	3,829	3,319

備考 (2)・(3) 証明発行月報 全窓口集計による。

税目	年度		17		
	区分				
市	収入より控除	青色専従者	完全給与額		
		白色専従者	配偶者 860,000円 その他 500,000円		
		給与所得控除	最低	650,000円	
	最高		給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)		
	所得控除	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額		
		医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療額		
		社会保険料	支払った金額の全額		
		小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
		生命保険料	(1) 15,000円以下	支払保険料の全額	
			(2) 15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+ 7,500円	
			(3) 40,000円を超え70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円	
			(4) 70,000円を超える場合	一律35,000円	
		損害保険料	短期契約 最高2,000円、長期契約 最高10,000円、短期及び長期契約 最高 10,000円		
		寄附金	市・県・県共同募金会・日本赤十字社長野県支部に対してなされたもの (総所得金額等×25%)または合計寄附金額のいずれか低い額)－10万円		
	障・老・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者、特別寡婦は300,000円) 老 480,000円			
	扶養	一般扶養	330,000円(同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)		
特定・老人扶養		450,000円(特定16歳～22歳)、380,000円(70歳以上)			
同居老親等扶養		450,000円(老人扶養者のうち直系尊属で同居を常況としている者)			
配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)				
配偶者特別基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円				
市民税	個人所得割	16年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+350,000円(扶養のあるときのみ)を超える人			
		課税標準額	税率	※税額控除(定率) 算出所得割額×15% (市民税、県民税合計40,000円が上限)	
		200万円以下の金額	3%		
		200万円を超え700万円以下の金額	8%		
		700万円を超える金額	10%		
		・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。			
	均等割	3,000円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+19万8千円(扶養のあるときのみ)を超える人) 1,500円(均等割の納税義務を有する夫と生計を一にする妻で夫と同一市町村に住所を有する者)			
	税割	・資本等の金額が1億円未満の法人13.9% ・資本等の金額が1億円以上の法人14.7%			
	法人均等割	資本等の金額	従業員数	旧安曇・奈川・梓川地区	旧松本市・四賀地区
		(1) 50億円超	50人超	3,000,000円	3,600,000円
(2) 50億円超		50人以下	410,000円	492,000円	
(3) 10億円超50億円以下		50人超	1,750,000円	2,100,000円	
(4) 10億円超50億円以下		50人以下	410,000円	492,000円	
(5) 1億円超10億円以下		50人超	400,000円	480,000円	
(6) 1億円超10億円以下		50人以下	160,000円	192,000円	
(7) 1千万円超1億円以下		50人超	150,000円	180,000円	
(8) 1千万円超1億円以下		50人以下	130,000円	156,000円	
(9) 1千万円以下		50人超	120,000円	144,000円	
(10) 1千万円以下	50人以下	50,000円	60,000円		
	※旧各村区域内(四賀・安曇・奈川・梓川地区)の法人に対して課する市民税の均等割は平成22年4月1日(以下基準日)以前に終了した事業年度分の法人の均等割及び基準日前の解散又は合併による法人の均等割については旧各村の税条例の例による。 ※法人税割は平成17年4月1日以降に終了する事業年度分から。予定・中間報告に際しては平成17年4月1日以降の申告から適用。				
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 2.0% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 1.0%	※私募証券投資信託に係るものを除く		
所得割課税の調整措置	[35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+350,000円]－[総所得金額等－{(市民税所得割－税額控除)+(県民税所得割－税額控除)}]＝調整額				
非課税限度額	1,250,000円(障害者・老年者・寡婦(夫)・未成年者のみ)				
公的年金等に係る雑所得の金額					
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合					
公的年金等の収入額(a)		雑所得の額			
130万円未満		(a)－700千円			
130万円以上410万円未満		(a)×75%－ 375千円			
410万円以上770万円未満		(a)×85%－ 785千円			
770万円以上		(a)×95%－1,555千円			
イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合					
公的年金等の収入額(b)		雑所得の額			
260万円未満		(b)－1,400千円			
260万円以上460万円未満		(b)×75%－ 750千円			
460万円以上820万円未満		(b)×85%－1,210千円			
820万円以上		(b)×95%－2,030千円			



税目	年度	18													
	区分														
収入より控除	青色専従者	完全給与額													
	白色専従者	配偶者 860,000円 その他 500,000円													
給与所得控除	最低	650,000円													
	最高	給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)													
所得控除	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額													
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療額													
	社会保険料	支払った金額の全額													
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金													
	生命保険料	(1) 15,000円以下 支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合 一律35,000円													
	(一般の生命保険料 個人年金保険料)														
	損害保険料	短期契約 最高2,000円、長期契約 最高10,000円、短期及び長期契約 最高 10,000円													
	寄附金	市・県・県共同募金会・日本赤十字社長野県支部に対してなされたもの [(総所得金額等×25%)または合計寄附金額のいずれか低い額]－10万円													
	障・老・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者、特別寡婦は300,000円) 老年者控除廃止													
	扶養	一般扶養	330,000円(同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)												
特定・老人扶養		450,000円(特定16歳～22歳)、380,000円(70歳以上)													
同居老親等扶養		450,000円(老人扶養者のうち直系尊属で同居を常況としている者)													
配偶者		330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)													
配偶者特別基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円														
個人所得割	均等割	17年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+320,000円(扶養のあるときのみ)を超える人 <table border="1"> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率</th> <th>※税額控除(定率)</th> </tr> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3%</td> <td>算出所得割額×7.5%</td> </tr> <tr> <td>200万円を超え700万円以下の金額</td> <td>8%</td> <td>(市民税、県民税合計20,000円が上限)</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>10%</td> <td></td> </tr> </table> ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。		課税標準額	税率	※税額控除(定率)	200万円以下の金額	3%	算出所得割額×7.5%	200万円を超え700万円以下の金額	8%	(市民税、県民税合計20,000円が上限)	700万円を超える金額	10%	
	課税標準額	税率	※税額控除(定率)												
200万円以下の金額	3%	算出所得割額×7.5%													
200万円を超え700万円以下の金額	8%	(市民税、県民税合計20,000円が上限)													
700万円を超える金額	10%														
均等割	3,000円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人) 1,500円(均等割の納税義務を有する夫と生計を一にする妻と同一市町村に住所を有する者)														
法人均等割	税割	・資本等の金額が1億円未満の法人13.9% ・資本等の金額が1億円以上の法人14.7%													
	均等割	資本等の金額	従業員数	旧安曇・奈川・梓川地区	旧松本市・四賀地区										
		(1) 50億円超	50人超	3,000,000円	3,600,000円										
		(2) 50億円超	50人以下	410,000円	492,000円										
		(3) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	2,100,000円										
		(4) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	492,000円										
		(5) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円	480,000円										
		(6) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	192,000円										
		(7) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	180,000円										
		(8) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	156,000円										
(9) 1千万円以下		50人超	120,000円	144,000円											
(10) 1千万円以下	50人以下	50,000円	60,000円												
※旧各村区域内(四賀・安曇・奈川・梓川地区)の法人に対して課する市民税の均等割は平成22年4月1日(以下基準日)以前に終了した事業年度分の法人の均等割及び基準日前の解散又は合併による法人の均等割については旧各村の税条例の例による。 ※法人税割は平成17年4月1日以降に終了する事業年度分から。予定・中間報告に際しては平成17年4月1日以降の申告から適用。															
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 2.0% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 1.0%	※私募証券投資信託に係るものを除く												
所得割課税の調整措置 [35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+320,000円]－[総所得金額等－{(市民税所得割－税額控除)+(県民税所得割－税額控除)}]＝調整額															
非課税限度額 1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未成年者のみ) S15.1.2以前生まれは、年税額の2/3を減額															
公的年金等に係る雑所得の金額															
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合															
イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合															
公的年金等の収入額(a)		雑所得の額													
130万円未満		(a)－700千円													
130万円以上410万円未満		(a)×75%－ 375千円													
410万円以上770万円未満		(a)×85%－ 785千円													
770万円以上		(a)×95%－1,555千円													
公的年金等の収入額(b)		雑所得の額													
330万円未満		(b)－1,200千円													
330万円以上410万円未満		(b)×75%－ 375千円													
410万円以上770万円未満		(b)×85%－ 785千円													
770万円以上		(b)×95%－1,555千円													

税目	年度		18									
	区分											
固定資産税	税率	1.4%										
	免税点	土地 30万円		家屋 20万円		償却資産 150万円						
	その他	農地	商業地	評価負担水準	課税標準額算出方法			農地	評価負担水準	負担率		
				70%超	評価額の70%まで引下げ						90%以上	1.025
				60%～70%	前年度課税標準額据え置き							
			60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5%			80～90	1.05				
				・上限 評価額×60% ・下限 評価額×20%					70～80	1.075		
							70未満	1.10				
	住宅地	住宅地	評価負担水準	課税標準額算出方法								
			100%超	本則課税となり引下げ								
80%以上100%以下			前年度の課税標準額据え置き									
		80%未満	前年度の課税標準額＋<A>×5%									
			・上限 <A>×80% ・下限 <A>×20%									
			<A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率									
			1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6									
			2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3									
			3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3									
			4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5%									
			土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率									
			5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額									
			6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。									
			*負担水準＝			平成17年度課税標準額 平成18年度評価額×特例						
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車		四輪乗用(営)		5,500円						
		50cc以下	1,000円	(自)		7,200円						
		90cc以下	1,200円	四輪貨物(営)		3,000円						
		125cc以下	1,600円	(自)		4,000円						
		ミニカー	2,500円	イ 小型特殊自動車								
		2. 軽自動車及び小型特殊自動車		専ら雪上を走行するもの		2,400円						
		ア 軽自動車		農耕作業用自動車		1,600円						
		二輪	2,400円	その他の小型特殊自動車		4,700円						
		三輪	3,100円	3. 二輪の小型自動車		4,000円						
		市たばこ税	税率	改正前	紙巻たばこ等	2,977円/1,000本	旧3級品のたばこ	1,412円/1,000本				
H18年7月1日改正	改正後			3,298円/1,000本		1,564円/1,000本						
	その他	返還に係る製造たばこについても同様 たばこ税の税率改正に伴い、改正時点で販売用たばこ30,000本以上所有者に対し「手持品課税」実施										
特別土地保有税	平成15年度から課税停止											
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円											
都市計画税	税率	0.2%										
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの										
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。										
国民健康保険税	地区	旧松本地区	区分	所得割	平等割	均等割	最高税額	平成17年度から平成21年度まで(5年間)不均一課税の実施				
			医療分	9.0%	22,200円	18,000円	530,000円					
	介護分	1.6%	4,440円	3,960円	90,000円							
	四賀地区	医療分	6.6%	22,200円	18,000円	530,000円						
		介護分	1.2%	4,440円	3,960円	90,000円						
	奈川地区	医療分	6.6%	22,200円	18,000円	530,000円						
		介護分	1.3%	4,440円	3,960円	90,000円						
	安曇地区	医療分	6.6%	22,200円	18,000円	530,000円						
		介護分	1.2%	4,440円	3,960円	90,000円						
	梓川地区	医療分	6.6%	22,200円	18,000円	530,000円						
介護分		1.2%	4,440円	3,960円	90,000円							

税目	年度		19			
	区分					
市	収入より	青色専従者	完全給与額			
	控除	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円			
		給与所得控除	最低	650,000円		
			最高	給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)		
	所得	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額			
		医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療額			
		社会保険料	支払った金額の全額			
		小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金			
		生命保険料	(1) 15,000円以下	支払保険料の全額		
			(2) 15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+ 7,500円		
(3) 40,000円を超え70,000円まで			支払保険料×1/4+17,500円			
(4) 70,000円を超える場合			一律35,000円			
損害保険料		短期契約 最高2,000円、長期契約 最高10,000円、短期及び長期契約 最高 10,000円				
寄附金		市・県・県共同募金会・日本赤十字社長野県支部に対してなされたもの (総所得金額等×25%)または合計寄附金額のいずれか低い額)－10万円				
障害・老・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者、特別寡婦は300,000円)					
除	扶養	一般扶養	330,000円(同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)			
		特定・老人扶養	450,000円(特定16歳～22歳)、380,000円(70歳以上)			
		同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)			
	配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)				
配偶者特別基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円					
市民税	個人	所得割	18年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+320,000円(扶養のあるときのみ)を超える人・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額			
		均等割	3,000円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)			
	法人	税割	・資本等の金額が1億円未満の法人13.9% ・資本等の金額が1億円以上の法人14.7%			
		均等割	資本等の金額	従業員数	旧安曇・奈川・梓川地区	旧松本市・四賀地区
			(1) 50億円超	50人超	3,000,000円	3,600,000円
			(2) 50億円超	50人以下	410,000円	492,000円
			(3) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	2,100,000円
			(4) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	492,000円
			(5) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円	480,000円
			(6) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	192,000円
(7) 1千万円超1億円以下			50人超	150,000円	180,000円	
(8) 1千万円超1億円以下			50人以下	130,000円	156,000円	
(9) 1千万円以下	50人超		120,000円	144,000円		
(10) 1千万円以下	50人以下	50,000円	60,000円			
※旧各村区域内(四賀・安曇・奈川・梓川地区)の法人に対して課する市民税の均等割は平成22年4月1日(以下基準日)前に終了した事業年度分の法人の均等割及び期準日前の解散又は合併による法人の均等割については旧各村の税条例の例による。 ※法人税割は平成17年4月1日以降に終了する事業年度分から。予定・中間報告に際しては平成17年4月1日以降の申告から適用。						
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合	1.6%	※私募証券投資信託に係るものを除く		
		課税総所得金額1,000万円を超える部分	0.8%			
所得割課税の調整措置 {35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+320,000円}－[総所得金額等－{(市民税所得割－税額控除)+(県民税所得割－税額控除)}]＝調整額						
非課税限度額 1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未成年者のみ。S15.1.2以前生まれは、年税額の1/3を減額)						
公的年金等に係る雑所得の金額						
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合						
		公的年金等の収入額(a)	雑所得の額			
		130万円未満	(a)－700千円			
		130万円以上410万円未満	(a)×75%－ 375千円			
		410万円以上770万円未満	(a)×85%－ 785千円			
		770万円以上	(a)×95%－1,555千円			
イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合						
		公的年金等の収入額(b)	雑所得の額			
		330万円未満	(b)－1,200千円			
		330万円以上410万円未満	(b)×75%－ 375千円			
		410万円以上770万円未満	(b)×85%－ 785千円			
		770万円以上	(b)×95%－1,555千円			

税目	年度		19				
	区分						
固定資産税	税率	1.4%					
	免税点	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産 150万円	
	その他	農地	商業地	評価負担水準	課税標準額算出方法		
				70%超	評価額の70%まで引下げ		
				60%～70%	前年度課税標準額据え置き		
			住宅地	60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5%		
					・上限 評価額×60%		
	住宅地	評価負担水準	課税標準額算出方法				
		100%以上	本則課税となり引下げ				
80%以上100%未満		前年度の課税標準額据え置き					
	80%未満	前年度の課税標準額＋<A>×5%					
		・上限 <A>×80%					
<p>&lt; A &gt;・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率</p> <p>1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6</p> <p>2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5%</p> <p>土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率</p> <p>5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額</p> <p>6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。</p> <p style="text-align: right;">*負担水準＝<math>\frac{\text{平成18年度課税標準額}}{\text{平成19年度評価額} \times \text{特例}}</math></p>							
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車	四輪乗用(営)	5,500円			
		50cc以下	1,000円	(自)	7,200円		
		90cc以下	1,200円	四輪貨物(営)	3,000円		
		125cc以下	1,600円	(自)	4,000円		
		ミニカー	2,500円	イ 小型特殊自動車			
		2. 軽自動車及び小型特殊自動車	専ら雪上を走行するもの	2,400円			
ア 軽自動車	農耕作業用自動車	1,600円					
	二輪	2,400円	その他の小型特殊自動車	4,700円			
	三輪	3,100円	3. 二輪の小型自動車	4,000円			
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等	$\frac{3,298\text{円}}{1,000\text{本}}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{1,564\text{円}}{1,000\text{本}}$		
	その他	返還に係る製造たばこについても同様					
特別土地保有税	平成15年度から課税停止						
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円						
都市計画税	税率	0.2%					
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの					
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。					
国民健康保険税	地区	区分	所得割	平等割	均等割	最高税額	平成17年度から平成21年度まで(5年間)不均一課税の実施
			旧松本地区	医療分 9.0%	22,200円	18,000円	
	四賀地区	介護分 2.4%	6,300円	5,600円	90,000円		
		医療分 7.2%	22,200円	18,000円	560,000円		
	奈川地区	介護分 2.0%	6,300円	5,600円	90,000円		
		医療分 7.2%	22,200円	18,000円	560,000円		
	安曇地区	介護分 2.0%	6,300円	5,600円	90,000円		
		医療分 7.2%	22,200円	18,000円	560,000円		
	梓川地区	介護分 2.0%	6,300円	5,600円	90,000円		
		医療分 7.2%	22,200円	18,000円	560,000円		

## 市 税 概 要

平成19年9月

編 集 松 本 市 財 政 部  
市 民 税 課

発 行 松 本 市 役 所  
松本市丸の内3番7号  
TEL 34-3000